

神戸市 地域課題に取り組むNPO等補助金に関する詳細説明

No.	分類	内容	説明
1	地域課題	地域活動のテーマについて、子どもや高齢者支援などだけでなく、少子化や晩婚化に対する課題も対象になるか。	募集要領3補助対象活動《具体例》などに記載しているのはあくまで例示であるため、地域課題として考えられるのであれば、申請可能。
2	地域課題	本補助金の対象となる地域課題とは、どのようなものか。	幅広い課題に取り組んでもらいたいという目的から、具体的な定義はないが、神戸市内における地域の困りごとなどに取り組むものを地域課題として広く対象とする。
3	経費	募集要領4（1）ア補助対象経費に記載されている「報償費」とは何を指すのか。	講師謝礼や活動に協力していただいたボランティアの方に対する謝金などを想定している。
4	経費	募集要領4（1）ア補助対象経費中の「謝金」「報償費」に関して、補助額全体に対する割合などの制限はあるか。	謝金、報償費等の総額については、制限はない。補助金の上限額の範囲内で申請可能。ただし、ボランティア謝金の単価基準については、兵庫県の地域別最低賃金以下とする。講師やアドバイザーなど、兵庫県の地域別最低賃金を超えて有識者等へ支払うものについては、理由を明記すること。
5	経費	募集要領4（1）イの賃料について、活動場所が自宅や持ち物件の場合（賃貸借契約がない場合）、賃料や会場費は経費として申請できないか。	賃料の支払いがない場合は対象とならず申請できない。あくまで支払った費用の補填という考え方で、支払った費用に対して補助するもの。補助金申請が通った場合、最終の決算報告時に賃貸借契約書や賃料の支払いが分かる資料の提出が必要。
6	経費	組織内のボランティアへの謝金は経費として申請することができるか。	募集要領4（1）アの項目に該当し、補助対象経費と見なせるため申請可能。基準については、本一頁のNo.4参照。
7	経費	自宅などを拠点としている場合、募集要領4（2）の光熱費などは生活にかかる部分と活動に使用した部分とで按分して、活動にかかる部分の経費だけ申請することができるか。	月の日数のうち活動を行った日の分だけ按分して、申請することは可能。
8	経費	募集要領p4《経費具体例》の「団体拠点から活動を実施する場所までの移動費など」とあるが、自宅からの移動費は対象外か。	申請した活動に携わるスタッフ・ボランティア等が、申請活動を行う場所との移動を行う場合の旅費であれば自宅から計上して問題ない。
9	経費	全国の事例を学んで今後の活動に活かしていきたいと考えているが、書籍購入にかかる経費は対象になるか。	申請した活動に直接関わる内容の書籍は対象経費となる。団体のマネジメントに関するものなど、直接申請活動に関わらないものは対象外。
10	経費	対象とならない経費はあるか。	領収書等の事業に要した費用を証する書類を提出できない経費、飲食に関する経費、補助対象期間外の経費などは対象外。
11	経費	飲食に関する経費はすべてが対象とならないのか。	子ども食堂やふれあい喫茶などで提供する料理やお弁当などに使用する「食材」費については対象となる。お弁当や飲料、お菓子などを購入してそのまま提供するものなどについては対象外となる。調理したものであっても、職員やスタッフだけで消費するものについては対象外。
12	経費	外部への委託・発注なども補助の対象経費として認められるか。	外部に業務を任せる委託、発注なども基本的には補助対象経費となる。ただし、申請団体自身の活動を支援するという目的から、活動費のすべてもしくは大部分を外部に委託、発注等に充てることはできない。補助対象経費の「50%」を上限とする。
13	経費	駐車料金は経費に入るか。	申請する事業そのものに車が必要な場合（事業に必要な資材を運搬する、など）の駐車場料金は、事業に直接かかる経費として対象となる。
14	経費	セミナーなどにおいて参加者から徴収する参加費はどういった扱いになるのか。	基本的な考え方として、補助金を得ることで団体が支出した費用以上に資金を得ることはできない。申請活動において参加費を徴収する場合は、決算報告時に補助金の交付決定額からその分を差し引くか、もしくは徴収した参加費も別の経費に充てたことが分かるよう報告が必要。
15	経費	ZOOMのアカウントや職員の経費など、他の事業と併用しており、事業ごとに切り離せない費用については、どのように申請すればよいか。	月の日数のうち活動を行った日を単位とし、按分した経費を申請することとなる。
16	経費	会場の経費について、教会等を借りた際、会場費ではなく、謝金のような形で支払いをする場合は、補助対象となるか。	教会等から領収書や受領証を出してもらえれば、募集要領4（1）ア活動経費に該当する経費として補助対象になる。
17	経費	機器の購入などについて5万円を超えた場合、5万円を上限に計上しても良いのか、それとも全く経費として計上できないのか。	5万円を超えるものは、対象外として計上はできない。税込みで50,000円のもの是对象となる。50,001円以上のものが対象外。
18	経費	イベント参加スタッフの交通費として実費ではなく、定額を支給しているが、これは経費として申請できるか。	相手方から領収書等をもらうことができれば報償費として申請してもらうことはできる。
19	経費	イベントの備品や材料を倉庫に保管しているが、この倉庫の賃借料は補助の対象経費になるか。	短期的に借りて領収書等が出るものであれば、募集要領4（1）アの活動経費の対象となる。年間を通して賃料を支払っているようなもので、申請団体が法人格を有する場合は、募集要領4（2）の運営経費として申請することとなる。
20	経費	補助対象期間を越えたレンタル料は対象となるか。（例：令和5年9月1日から令和6年8月31日までの年間契約のリース料）	補助対象期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日で、この期間に実施された活動に伴う経費が補助対象となる。契約期間に対し一括で支払いを行っている場合は、補助対象期間分の経費を按分計算する必要がある。
21	経費	領収書が発行できない場合はどうすればよいか。	原則として、事業に要した費用を証する書類が提出できない経費は補助対象とすることはできない。
22	経費	実績報告の添付書類としてレシート等は認められるか。	実績報告に添付していただく事業に要した費用を証する書類とは、領収書のほかレシートも該当する。ホームセンターやスーパーなどで一度に複数個のものを購入される場合、内訳の確認のため、レシートの方が望ましい。
23	経費	自動車での移動にかかる経費も対象となるか。	基本的には領収書やレシートで支出が確認できるものが対象となる。レンタカー及びレンタカーに使用したガソリン代など、申請活動のみに使用したものであれば対象となる。自家用車を利用した場合にも、申請活動のみに使用したガソリン代などが証明できれば対象となるが、根拠が明確でない場合は対象外となる。有料道路にかかる費用も同様。
24	経費	その他、対象とならない経費はあるか。	原則として「申請いただいた活動」に直接かかる経費が対象となる。対象外経費についてすべてを列挙することはできないが、当該補助金の申請の際にかかる経費は対象外となる。また、補助金に採択された場合、各団体へヒアリングを実施させていただくことがあるが、ヒアリングへの対応にかかる経費や事業完了後に行う申請活動の報告にかかる経費についても対象外となる。団体の運営全体にかかるセミナーや研修などへの参加、助成金等資金調達にかかった経費なども対象外となる。

25	対象事業	過去から実施している既存の事業も補助対象になるのか。	問題ない。新規に事業を立ち上げる必要はない。
26	対象事業	こども食堂の営業を3日間限定で企画している。対象活動に該当するか。	「神戸市内の地域課題に取り組む活動」について継続的に取り組まれる活動が補助対象となるため、単発のイベントなど一過性の取組は対象外となる。
27	対象事業	1年目の活動経費が30万円に満たなくとも、2年目の活動経費が増大した場合、2年目で30万円の補助を受けることは可能か。	1年目の補助金額にかかわらず、2年目は2年目の基準で考えるため、受け取ることは可能。
28	対象事業	3月に活動が終了して、支払いが4月になった場合の経費は補助対象外か。	最終活動日までに納品が終わっていれば対象となる。
29	対象事業	野外活動を伴う事業で申請を考えている。野外活動のボランティアリーダーを養成する講座を年数回開催する予定だが、この講座も補助対象事業と見なせるか。	一体的な活動として申請することは可能。
30	補助団体	法人を立ち上げる前の団体でも補助対象となるか。	問題ない。当該年度中に法人格を取得する予定であっても、申請時において法人格を有していなければ、任意団体として申請いただくことになる。その場合、運営経費については予定として収支予算書に記載。
31	補助団体	公益財団法人も対象か。	対象となる。
32	申請	領収書が重ならないければ他の補助金を受けていても申請できると考えてよいのか。	本補助金の条件としては、他の補助を受けていても、同一経費に重複して受給してはならない。ただし、本補助金以外の補助の条件も確認が必要となる。また、2年目の申請団体については補助率が経費の60%となるため、残りの40%にあたる部分については、神戸市及び市の外郭団体の補助金を充てることはできないが、それ以外の民間助成金などを充てることは問題ない。
33	申請	複数の事業をやっている場合は複数の事業を記載して申請してよいのか。	1団体1事業で申請と考えているが、例えば学習支援とこども食堂などはこどもの居場所作り事業として一体的に申請することは可能。ただし、最終的に採択にあたっては審査を経ることになる。
34	申請	2人の任意団体で申請予定だが、申請する時は2人の名前を書けば良いか。	代表者をどちらか1名にして申請。団体概要の構成メンバーの欄に2人の名前を書けばよい。
35	申請	1年目から2年目で補助額が減額されると、2年目に新たに別の補助金を見つけるのは困難なため、現実的には事業の規模を縮小させるを得ないと思われるが、そのあたりはどのように考えるのか。	本補助金においては、採択した全団体に対してヒアリングの実施をする。その中で団体の運営に関わる相談などを受ける予定で、補助金とは別に、人材確保、資金の調達、外部とのネットワーク構築などの運営基盤強化の支援も行うこととしている。補助金の率と額は減っていくが、こういった基盤強化支援を通じて、団体の継続的な活動を支援していく。
36	申請	今回の補助金は自治会でも申請可能か。	申請可能である。
37	申請	1団体1申請とのことだが、2年目に1年目から事業が変わった場合、1年目と別の事業で申請することはできるのか。	本補助金においては、団体から3年間計画を提出することとしているが、1年目に採択されたとしても、2年目は別途申請する必要がある。いずれにしても2年目は別途審査を行うことになるが、前年度と異なる活動の場合は、当然その経緯等も含めて審査の対象となる。
38	申請	新たに始める事業でなく、既にこれまでから行ってきた事業についても申請可能か。	申請可能である。
39	申請	自身が別々の団体でそれぞれの代表者を務めているが、別団体として両方から申請することは可能か。	別団体であり、別の事業であることが申請上明記されていれば申請することは可能である。最終的には審査によることになる。
40	申請	国や県からの補助金を受けていても問題ないか、同じ事業の中でも、国や県からの補助金を充てている実施内容と本補助金を充てて実施する内容が異なれば申請することは可能か。	本補助金の条件としては、他の補助を受けていても、同一経費に重複して受給してはならない。また、本補助金以外の補助の条件も確認が必要。
41	申請	団体の会計年度が6月1日から5月末日までだが、申請書に添付する収支予算書は、4月1日から3月末日までを切り取る形で作成すればよいのか。	問題ない。
42	申請	今年度中に団体の総会において、規約が採択される見込みだが、総会に提出する規約案を添付して提出してよいのか。	一旦、案のものを提出してもらい、完成後、再度提出してもらうことになる。
43	申請	団体の本部は市外だが、市内に支部があり、市内の地域課題に取り組む場合は対象となるか。	団体の所在地が市外であっても、活動の拠点が市内にあれば対象団体となる。
44	申請	変更等申請の手続きはどのような場合に必要か。	補助金等交付決定内容の変更を伴う事業の変更をしようとする場合は、変更等承認申請書の提出が必要となる。
45	申請	当初の申請額よりかかった経費が増えた場合、変更等申請を行えば補助額を増額することは可能か。	申請の金額も含めて審査を行い、採択団体を決定するため、補助金交付決定後の増額は認められない。
46	申請	補助対象団体について、株式会社、合同会社も対象となるか。	対象であるが、あくまで申請できるのは非営利の活動が対象となる。
47	審査	一次・二次審査の具体的な審査基準・評価を見える化してもらいたい。審査委員も公開してほしい。	一次審査については、要綱第8条に定めているとおり。二次審査については要綱第10条第2項に定める項目を基に、申請内容を総合的に判断する。審査委員については公平性の観点から、要綱第10条第4号にも定めているとおり、非公開としている。
48	審査	過去数年活動してきた実績は審査の対象となるか。	直接の審査の対象にはならないが、団体として継続的な活動を行っているということに対する参考としての情報にはなり得る。
49	報告	収支報告書について、過去から実施している事業もすべて含めて報告する必要があるか。	補助対象期間に実施する、申請しようとする活動に対する収支予算・決算の報告だけでよい。
50	補助金受領	補助金は、領収書を提出するまで受け取れないのか。	今年度については、事業完了後に証拠書類をもって補助金額を確定させた上で支払いとなる。
51	補助金受領	事業が完了し実績報告を行った後、補助金はいつごろ受け取れるのか。	具体的な支払いまでの期間は定まっていないが、3月末に事業が完了した場合、遅くとも5月末までには支払うことになる。
52	補助金受領	団体としての事業自体は続くとして、補助申請をしている範囲の事業が秋ごろに終わった場合、その時点で実績報告を行えば、早めに補助金を受け取ることができるのか。	実績報告があったものから支払いの手続きを進めていくため、年度末に提出されるよりは、早く支払うことができるようになる。
53	補助金受領	収入のある事業について、収入分を補助金額から引かれるのか。それとも来年度の活動資金として繰り越してもよいのか。	基本的な考え方として、補助金を得ることで団体が支出した費用以上に資金を得ることはできない。また、翌年度の活動資金として繰り越すことはできない。
54	補助金受領	団体名義以外の銀行口座に入金してもらうことはできるか。	補助金等請求書に記載の振込先に振り込むことになる。ただし、口座名義が請求者と異なる場合には、様式第10号-2（補助金請求書）の受任者欄に記載してもらうことになる。